

整備業務関係について

令和8年度 自動車検査員研修

- 1. 改正事項等**
- 2. OBD検査関係**
- 3. 監査結果・行政処分関係**
- 4. 指定工場に関するお知らせ**

1. 改正事項等



近畿運輸局

POO

自動車特定整備事業 業務資料

POO

自動車検査員 業務資料

指定工場(大型)の最低工員数の緩和(R7.7.8施行)

P95、P293

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)については、引き続き、調査検討



公 布: 令和7年7月8日
施 行: 公布の日

自動運転車の検査員要件の強化(R11.4.1施行)

背景

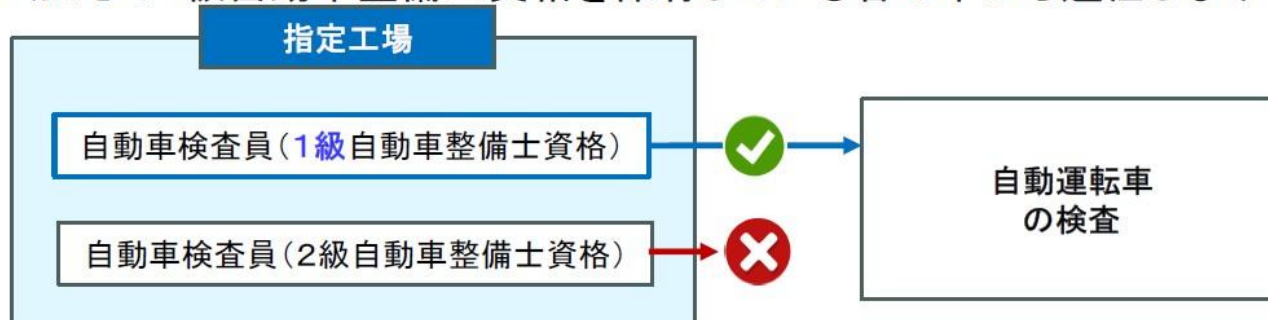
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要(省令)

自動運転車(レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両)の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



公 布: 令和7年7月8日

施 行: 令和11年4月1日

その他: 施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要(通達)

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
(実技講習は、引き続き、対面で実施)



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

P183～

P125～

背景

- 近年、自動車ユーザーの使用の形態が多様化しており、ユーザーの嗜好により追加等をするオプションパーツを取り付けた際の新車及び中古車の新規検査手続きに時間がかかる

事業者の声

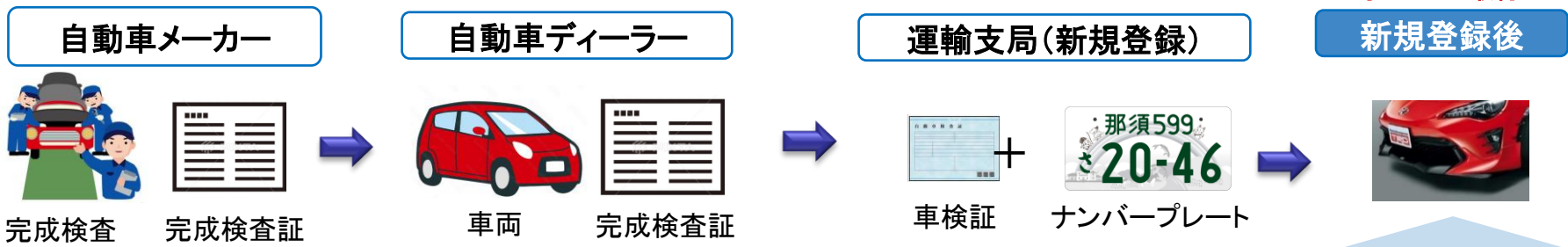
- 新車においては、登録後まで自動車部品を取付られず、ユーザーへの納車に時間を要する
- 支払いも済ませ車の登録は終わっているのに、乗れないという状況になっている。また、実際に乗っていない期間にも税金がかかってしまう。
- 指定整備事業者においては、中古車に対して「指定部品」が取り付けられた車両に対して、保安基準適合証を交付することができず、持込検査を行わないといけない
- 保安基準適合証を交付することができず、中古新規OSS申請ができない



- 従前から自動車のオプションパーツを「登録前」に装着した場合、手続きが必要。「登録前」の装着であっても、手続き無しにして欲しい。

新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

- 従前、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構（機構）に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする（令和8年1月施行）。



《オプション取付》

《オプション取付け》
完成検査時と相違のため現車提示が必要

機構が保安基準適合性を審査

一定範囲内の寸法の増加等の改造の場合は機構への現車提示が不要
(日米協議を踏まえ平成7年に措置)

オプションパーツの例

〔エアロパーツ類〕 〔バイザー類〕
〔ルーフ・ラック類〕 〔泥よけ類〕

＜今回措置＞
一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする

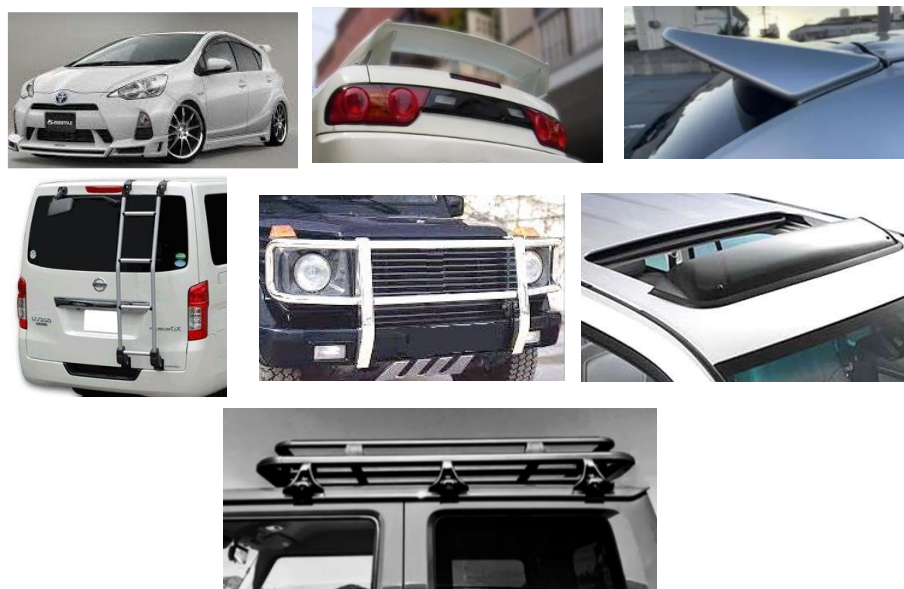
完検証・保適を有効とし機構での現車審査不要



認める例 (以下に該当するもの)

(1) オプションパーツとして国の指定を受けている部品

【例】



(2) オプションパーツとして国の指定を受けていない部品の中で、
以下全ての条件を満たすもの

- ① 保安基準に抵触しないもの
- ② 車両の全長±3cm・全幅±2cm・全高±4cmの範囲に収まるもの
- ③ 車両の重量±100kg(普通・大型特殊)又は±50kg(小型・軽)の範囲に収まるもの



認めない例 (以下に該当するもの)

左欄(1)及び(2)以外の部品

【例】



・騒音・排ガス規制に影響



・指定外部品で長さ幅などが一定の範囲を超える
・保安基準に抵触
(突起物)



・保安基準に抵触
(視野遮へい)

	騒音・排ガス規制に影響のある改造
完成検査終了証	無効(持ち込み検査が必要)
保安基準適合証 (中古新規の車両)	指定部品もしくは一定の範囲内の場合 は構造等に関する事項に変更がないもの として交付可能(※1、※2)
保安基準適合証 (継続検査)	指定部品もしくは一定の範囲内の場合 は構造等に関する事項に変更がないもの として交付可能(※1)

<注意事項>

- ※ 1 騒音・排ガス規制に影響のある改造をした車両について保安基準適合証を交付する場合は、排気騒音の基準や排出ガスの基準について、原則、書面などによる確認が必要です。
- ※ 2 中古新規の車両に保安基準適合証を交付する場合、自動車検査証の寸法や重量は登録識別情報等通知書等に記載されている値になります。登録識別情報等通知書等に記載されている値から変更する場合は、保安基準適合証を交付せず、検査コースに現車を持ち込んで新規検査又は予備検査を受検してください。

保安基準適合証の取扱い

P184

P126

「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて(依命通達)」
(令和7年12月12日付け国自整第181号)

(抜粋)

1. (2)

次の各号の一に該当する場合には、新規検査等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としないと取り扱うとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更等がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が、完成検査終了証又は登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、次表の種別に応じて適用される項目ごとのいずれの範囲内にも含まれる場合

項目	範囲	種別
長さ	±3cm	検査対象軽自動車、小型自動車、普通自動車、大型特殊自動車
幅	±2cm	
高さ	±4cm	
車両重量	±50kg	検査対象軽自動車、小型自動車
	±100kg	普通自動車、大型特殊自動車

保安基準適合証の取扱いについて(中古車)

一時抹消登録を受けた自動車に対し保安基準適合証を交付する場合の取扱いについて
(現車の提示を省略できる自動車を除く。)

1. 保安基準適合証の提出

新規検査・予備検査に際し、現車提示とともに保安基準適合証を提出することができる。(保安基準適合証を自動車検査票(新規検査用)に添付のうえ、その他必要な書面を添付し、現車を提示すること。)

記載例〔中古新規・予備〕

〔※現車提示が省略できない中古新規車両〕

2. 保安基準適合証及び同控

- (1) 余白部に㊟と記載する。
- (2) 「登録番号又は車両番号」欄及び「保険期間」欄については、斜線を引く。

保安基準適合証 限定保安基準適合証		指 定 番 号	近指大第2500号
番 号 3	令和00年00月00日交付		
指定整備自動車 次検査の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	☐ △自動車整備株式会社 ☐ △自動車整備株式会社 西営業所 車 大阪市大正区浜町1の2の3	㊟	
検査の年月日	令和00年00月00日		
自動車検査票の氏名	大阪太郎	最終の検査申請日	年 月 日
自動車登録番号 又は車両番号		証明書番号	保険会社
車 台 番 号	FEC512-189346		
使用 者 氏名又は名称	山 田 太 郎		
住 所	大阪市西区勘本町2の3	総走行距離	110000 Km Mile
乗車定員	2 人	最大積載量	1,500 kg
用 途	貨 物	車両総重量	3,450 kg
保険期間	年 月 日から令和 年 月 日まで		

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から1日票とする。
注2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査票とともに提出すること。

保安基準適合証の取扱いについて(中古車)

3. 指定整備記録簿

- (1) 余白部に㊟と記載する。
- (2) 検査受検時に提示する。

4. 手数料納付書及び自動車検査票

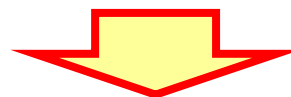
余白部に㊟と記載する。

5. 保安基準適合証の交付範囲

別紙を参考とする。(詳細は次頁)

保安基準適合証等の交付範囲

			保安基準適合証の交付	限定保安基準適合証の交付	現車の提示を省略(※4)
新規検査 予備検査	構造等に関する事項に変更がないもの(※1)	乗用車・小型貨物車・軽自動車・二輪車(※3)	○	○	○
		その他	○	○	×
	構造等に関する事項が変更されているもの(※2)	全車	×		



保安基準適合証等の交付範囲 別紙

一時抹消登録を受けた自動車について

保安基準適合証等の交付範囲

			保安基準適合証の 交付	限定保安基準適合 証の交付	現車の提示を省略 (※4)
新規検査 予備検査	構造等に関する事項に 変更がないもの(※1)	乗用車・小型貨物車・軽自動車・ 二輪車(※3)	○	○	○
		その他	○	○	x
	構造等に関する事項が 変更されているもの(※ 2)	全車	x		

※現車の提示を省略できない自動車の場合、
紙の保安基準適合証を交付してください。
 電子保安基準適合証では処理できません。

○改正概要（施行日 平成28年2月1日）

- 一時抹消登録を受けた新規登録をする小型貨物自動車であって、最大積載量が1000kg以下、車体の形状欄がバン又は三輪バンは、保安基準適合証が交付でき、保安基準適合証の提出をもって自動車の提示にかえることができる。（現車提示不要）
- 一時抹消登録を受けた新規登録をする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって、自家用又は事業用のみを変更する場合、保安基準適合証が交付でき、提出をもって自動車の提示にかえることができる。（現車提示不要）

※構造等に関する事項に変更がないことが条件です。

保安基準適合証等の交付範囲(中古車)

P117

注意 次の自動車は現車提示を**省略できません**。

- ① 乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車
- ② 専ら幼児の運送を目的とする
普通自動車及び小型自動車
- ③ 三輪の小型自動車(乗用)
- ④ 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する
普通自動車及び小型自動車
- ⑤ 大型特殊自動車

〔道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3関係〕

次の①から③に該当する場合には、
「用途」について「構造等に関する事項」に変更がないものとなります。

- ① 貸渡乗用自動車⇔乗用自動車
(乗車定員10人以下)
- ② 貸渡貨物自動車⇔貨物自動車
(小型貨物、積載1t以下、バン・三輪バン、軽自動車)
- ③ 貸渡 特種自動車⇔特種自動車
(軽自動車)

P229、385～395、398～409

年次検査とは？

P204～206

- ◆ 自家用車活用事業の用に供する自家用車及び旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車は、継続検査に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、「年次検査」を受け、保安基準に適合することを確認する必要があります。
- ◆ **年次検査は、最寄りの自動車技術総合機構・軽自動車検査協会で実施されるほか、指定自動車整備事業者も実施できます。**

自家用車活用事業とは

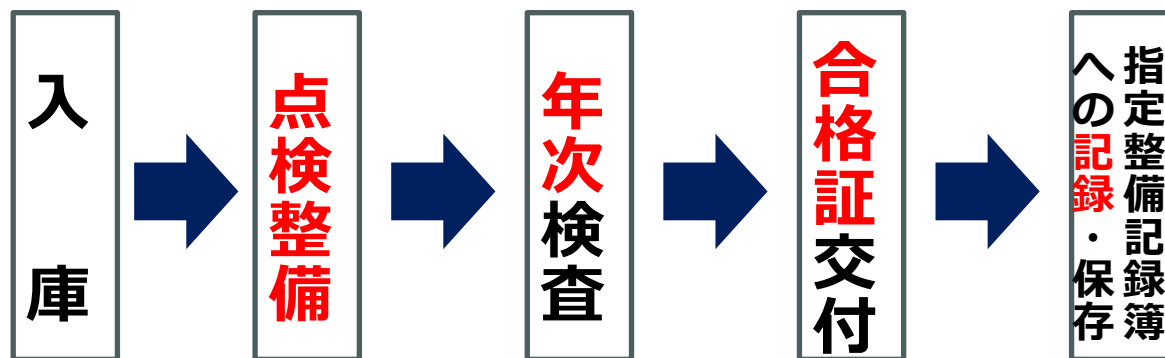
- ◆ 日本版ライドシェアと呼ばれる、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月から開始されたタクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスです。

- ◆ 年次検査は依頼者から年次検査を受ける旨の書面等により依頼されます。

依頼者→法人タクシー事業者

当該法人タクシー事業者の管理下にある自動車の使用者

- ◆ 継続検査と同様の流れ・内容で、年次検査を行います。
- ◆ 点検整備は、事業用自動車の項目を使用してください。
- ◆ 検査に合格すれば、「年次検査合格証」を交付してください。
- ◆ 指定整備記録簿の備考に「年次検査」の旨を記載してください。



※赤字の部分が継続検査と少し違います。

◆ 年次検査合格証の様式は国土交通省HPで入手のうえ、ご活用ください。

なお、参考資料やFAQもございますので、ご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000071.html

物流・自動車

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [物流・自動車](#) > 指定自動車整備事業者による年次検査の実施について

指定自動車整備事業者による年次検査の実施について

【関係通達】

- ◆ [指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について](#)（別添：指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱い）

◆ 別紙様式： [年次検査合格証](#)（Word形式）

- ◆ [自家用車活用事業における自家用自動車の整備管理について](#)
- ◆ [「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における](#)
- ◆ [一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について](#)

【参考資料】

- ◆ [指定自動車整備事業者における年次検査について（参考資料・FAQ）](#)



別紙様式 年次検査合格証

年次検査合格証	
年 月 日交付	
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	
次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。	
年次検査の年月日	年 月 日
自動車検査員の氏名	
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	

2. OBD検査関係



- ・令和3年10月1日以降（輸入車：令和4年10月1日以降）の新型車で、車検証の備考欄に「**OBD検査対象**」と記載された車両が対象。

OBD検査は令和6年10月（輸入車：令和7年10月）より実施



電子車検証券面備考欄

- ・「**OBD検査対象**」のみ記載

電子車検証ICタグ内

- ・「**OBD検査対象車**」及び
「**OBD検査開始年月日**」を記録

備考
OBD検査対象

券面上の記載内容

備考

OBD検査対象車
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

ICチップ内の車検証記載情報の読取内容

OBD検査対象装置一覧※1(令和7年6月17日時点)

	装置名※2	関連する 保安基準※3	OBD検査対象車※4	OBD検査開始時期※4
1	運行補助機能	第11条	令和3年10月以降の新型車	令和6年10月
2	アンチロックブレーキシステム (ABS)	第12条		
3	横滑り防止装置(ESC/EVSC)			
4	自動ブレーキ(AEB/AEBS)			
5	ブレーキアシストシステム (BAS)			
6	排出ガス等発散防止装置	第31条		
7	車両接近通報装置	第43条の7		
8	自動運行装置	第48条		
9	車線逸脱警報装置	第43条の6	令和8年9月以降の新型車	令和11年9月
10	側方衝突警報装置	第43条の9		
11	ペダル踏み間違い時 加速抑制装置(ACPE)	第8条	令和10年9月以降の新型車	令和13年9月

※1 OBD検査開始時期順

※2 通称名で記載

※3 「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)における装置の条項

※4 輸入車に対するOBD検査の適用及び検査開始日は、上記の1年後

OBD検査に関連する情報等

[OBD検査
コールセンター](#)[利用者管理システム
ログイン](#)[OBD検査結果参照システム
ログイン](#)[ホーム](#) | [OBD検査について](#) | [検査の実施準備](#) | [検査の実施方法](#) | [事業場情報等の管理](#) | [操作マニュアル・学習教材](#)[ホーム](#) / [OBD検査に関連する情報等](#)

OBD検査に関連する情報等

OBD検査関係通達

国土交通省より発出したOBD検査に関係する通達等についてはこちらを参照してください。

[OBD検査関係法令・通達（外部サイト（国土交通省））](#) 

OBD検査対象車型式一覧

OBD検査の対象となる車両型式についてはこちらを参照してください。

[OBD検査対象車型式一覧（令和8年5月31日時点）\(PDF\)](#) 

[OBD検査対象車型式一覧（令和8年5月31日時点）\(Excel\)](#) 

検査用スキャンツール関連情報

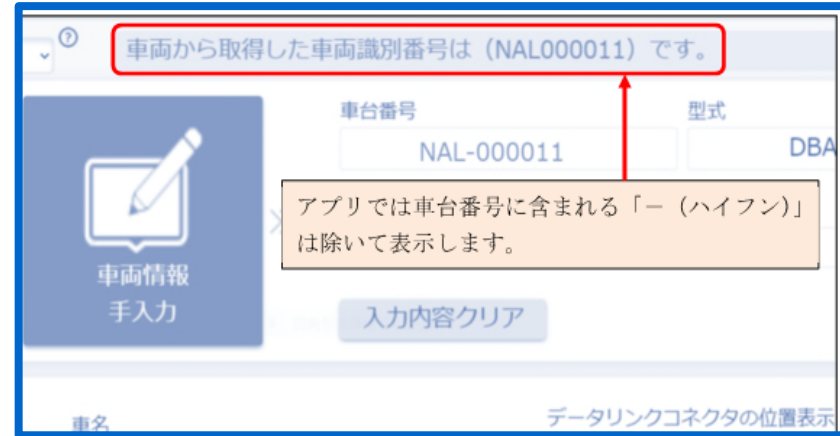
検査用スキャンツールの認定機器一覧

検査用スキャンツールの認定機器一覧は（一社）日本自動車機械工具協会のホームページに掲載されております。

[（一社）日本自動車機械工具協会（外部サイト）](#) 

車両ECUから読み出される車台番号等の取扱い

OBD検査時にOBD検査システムと通信する際に車両ECUに記録されている車台番号等の情報が読み出され、「特定DTC照会アプリ」の画面上に自動表示されます。（右図参考）
車両ECUから読み出される車台番号等の情報とOBD検査との関係性等は以下のとおりです。

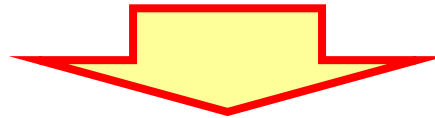


OBD検査対象車であれば国産車、輸入車ともに車両ECUに記録された車台番号等の情報と車検証に記載されている車台番号は基本的には一致する。
ただし、ごく稀に車検証に記載されている車台番号と車両ECUに記録された車台番号等の情報が異なる車両や、車両ECUに車台番号等の情報が記録されていない車両が存在する。

車検証に記載されている車台番号と車両ECUに記録された車台番号等の情報の表記が異なる車両や車両ECUに車台番号等の情報が記録されていない車両であっても、OBD検査の**合否には影響はない**。

車検証に記載されている車台番号を真としOBD検査又はOBD確認を行うこと。

OBD検査サーバーの障害又は通信障害若しくは電力障害により、OBD検査用サーバーに接続してOBD検査を実施できない場合



- 特例措置を適用する場合は、異常を示すテルテールが点灯又は点滅してないことにより、基準に適合するものとして取り扱ってよい。※指定整備記録簿の記載等も必要
(保安基準適合証交付可能)
- 特例措置を適用できない場合は、
保安基準適合証は交付できない。
(体制が整うまでの間は持込検査が必要)

特定 DTC 照会アプリで次の事象が発生した場合には、フローに沿って確認する。

- ①特定 DTC 照会アプリが起動しない。
- ②特定 DTC 照会アプリにログインができない。
- ③車両情報を手入力する際にエラーが発生する。
- ④「検査要否確認」選択後にエラーは発生する。
- ⑤OBD 検査の「実行」ができない。

上記事象が発生！

[VCI の接続等確認]

検査車両とスキャンツールはしっかりと接続されているか？

いいえ

しっかりと接続し、
再度やり直す

はい

[接続状況の確認等]

事業場の PC、Wi-Fi 等に異常がないか？

いいえ

PC、Wi-Fi 等の
異常を解消する

はい

①

[機構 HP 又はコールセンターへ確認／サーバー障害]

OBD 検査用サーバは正常に稼働しているか？

いいえ（稼働していない）

はい（正常稼働している）

②

[電気事業者へ確認／電力障害]

事業場がある地域で停電が発生していないか？
（停電によるインターネットの不通を疑う）

不通発生確認

はい（正常稼働している）

③

[電気通信事業者へ確認／通信障害]

事業場がある地域でインターネット通信の不通が発生していないか？

不通発生確認

はい（正常稼働している）

特例措置は適用できない

事業場の通信機器の再確認を行う

特例措置適用

OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置

障害時等の「特例措置」

- OBD検査用サーバーの障害や通信障害等、整備事業者の責任以外でOBD検査が実施できない場合、**特例措置(テルテール確認による合否判定に切り替える)**を実施可能。

対 象

- ① OBD検査用サーバーの障害
- ② 通信障害・電力障害
- ③ OBD検査用サーバーのアップデートなど整備工場の責でないと機構が認めた場合
- ④ アップデート時にエラーが発生した場合

対象外

- 自社の保有する機器の障害
- 『OBD確認』を行う場合
- 検査用スキャンツール または
自動車のOBDの不具合によるもの

特例措置の内容

機器による検査に代え、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより適合と判断



特例措置で検査を実施しお客様に返却したクルマは、後日再度入庫いただきスキャンツールでやり直さなければならない？

- ・法令・通達上、その必要はありません。
- ・自主的にその確認を行っていただくこと自体に問題はありません。



通 達

- ①～③「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号)
- ④「特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について」(令和6年7月30日付け国自整第98号)

OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置

パターン1 機構による障害認定

①サーバー障害、②通信・電力障害

適用の流れ

起動できない

OBD検査ポータルを確認

特例措置を適用可

緊急時はココ



特例措置は障害認定日時から復旧日の24:00まで適用可能

パターン2 整備工場による判断

②通信・電力障害(の場合のみ)

適用の流れ

起動できない

通信会社/電力会社に確認

特例措置を適用可

通信・電力障害発生時の確認記録

別紙(様式例)

作成日: 令和●年●月●日
●●自動車整備工場

- ☐ 通信・電力障害の発生を認識した日時
(記載例)
・ 令和●年●月●日 ●時●分
- ☐ 通信・電力障害の確認方法
(記載例)
・ 通信会社(●●株式会社)のホームページより確認
・ 電力会社(●●株式会社)のコールセンターに確認
- ☐ 通信・電力障害の発生を確認した日時
(記載例)
・ 令和●年●月●日 ●時●分
- ☐ 通信・電力障害の発生を確認した担当者名
(記載例)
・ 国土 太郎 (自社自動車検査員)
・ 交通 次郎 (自社事務員)
- ☐ 通信会社・電力会社のホームページの写し(あれば添付)

・確認記録
・適用日時
を2年間保存

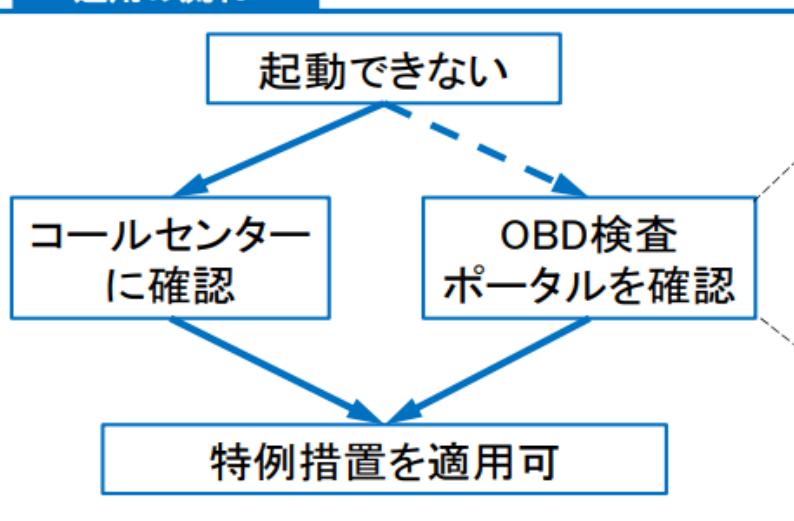


特例措置は障害発生を確認してから障害発生日の24:00まで適用可能

パターン3 機構が認めた期間のみ

③OBD検査用サーバーのアップデートなど 整備工場の責でないもの

適用の流れ




お知らせ

2025/06/13 システム情報

OBD検査システムのメンテナンスに伴うシステム停止について (6月28日～29日)

OBD検査
コールセンター

利用者管理システム
ログイン

OBD検査ポータル
ログイン

ホーム | OBD検査について | 検査の実施準備 | 検査の実施方法 | 事業場情報等の管理 | 操作マニュアル・学習教材

OBD検査システムのメンテナンスに伴うシステム停止について (6月28日～29日)

2025年6月13日 システム情報

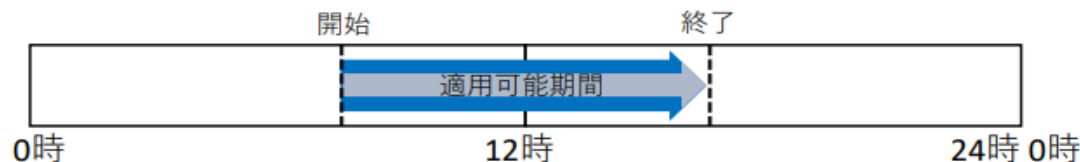
以下の日時において、システムメンテナンス作業のためOBD検査システムを停止いたします。
OBD検査システムが停止している間は、特定DTC照会アプリや各システムのご利用、事業場ID申請ができません。
指定工場においてシステム停止中にOBD検査を実施する場合は、国土交通省連達（※）に基づき特例措置を適用願います。
大変ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

【システムメンテナンス予定日時】
令和7年 6月28日(土) 21:00～6月29日(日) 6:00
※作業状況により終了時間が前後する場合がございます。
※作業が完了しましたら、OBD検査ポータルでお知らせします。

【特例措置適用日時】
6月28日(土) 21:00～6月29日(日) 6:00
※作業終了時刻が早まっても上記期間までは適用が可能です。
※作業終了時刻が遅れた場合はOBD検査ポータルにて適用日時の変更をお知らせします。

【OBD検査の特例措置】
機器による検査に代え、異常を示すテールランプが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより適合と判断することができます。
〈特例措置の扱い「OBD確認」には適用されません。〉

適用可能期間はココ



特例措置は機構が認めた期間のみ適用可能

OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置

P183、185～

パターン4 特例番号受領

④アップデートエラー時の特例

- 利用者端末の環境により特定DTC照会アプリのアップデート失敗によりOBD検査が実施できない場合についても、特例措置の対象に該当。
- 事象が発生した事業場からOBD検査コールセンターに連絡していただき、コールセンターにより次のとおり対応。
 - ▶ 特例措置が可能であることを説明する
 - ▶ 連絡者から特例措置で検査をする意思が確認されたら「特例番号」を付与する
- 受領した特例番号により、特例措置にて検査を実施し、**特例番号を指定整備記録簿に記録。**

付与状況（事業場名）を
機構から国土交通省に報告

後輪	左	N	Nkg	Nkg	主×1
計		N	車両重量	Nkg	
手動		N	kg	Nkg	
走行テスト等の方法と結果	OBD検査特例適用 確認日：令和○年○月○日 ○時○分 テルテール点灯・点滅なし 特例番号：UD12-241234-123				光 度 副×1

特例番号受領の考え方

解消しない場合に限らない

- ・解消するかしないかわからない段階で受領できる。
- ・受領後、解消したかどうかの連絡をする必要はない。

受領の要否は事業者の意思による

- ・事業場が、解消前にOBD検査を実施する可能性がある等、**受領の意思があれば**、コールセンターは付与する。
- ・受領後に、実際に特例番号によりOBD検査を実施するかどうか、事業場が判断する。
- ・結果、事業者が受領した特例番号を**使用しなくても**、コールセンターへの**連絡は不要。**

『OBD確認』は対象外

- ・対象とするのは法令で実施が必須である**『OBD検査』のみ。**
- ・つまり、付与の対象は**指定工場のみ**、認証工場は対象外。

有効期間は当日中

- ・特例番号でOBD検査を実施できるのは受領した当日限り。（当日中は、1つの特例番号で複数台の実施が可。）
- ・翌日以降も同じ状況が続く場合、再度受領する。

検査後に受領することも可

- ・事業者は、コールセンター対応時間外にこの状況になった場合、先に検査を実施し、翌日に受領することも認められる。

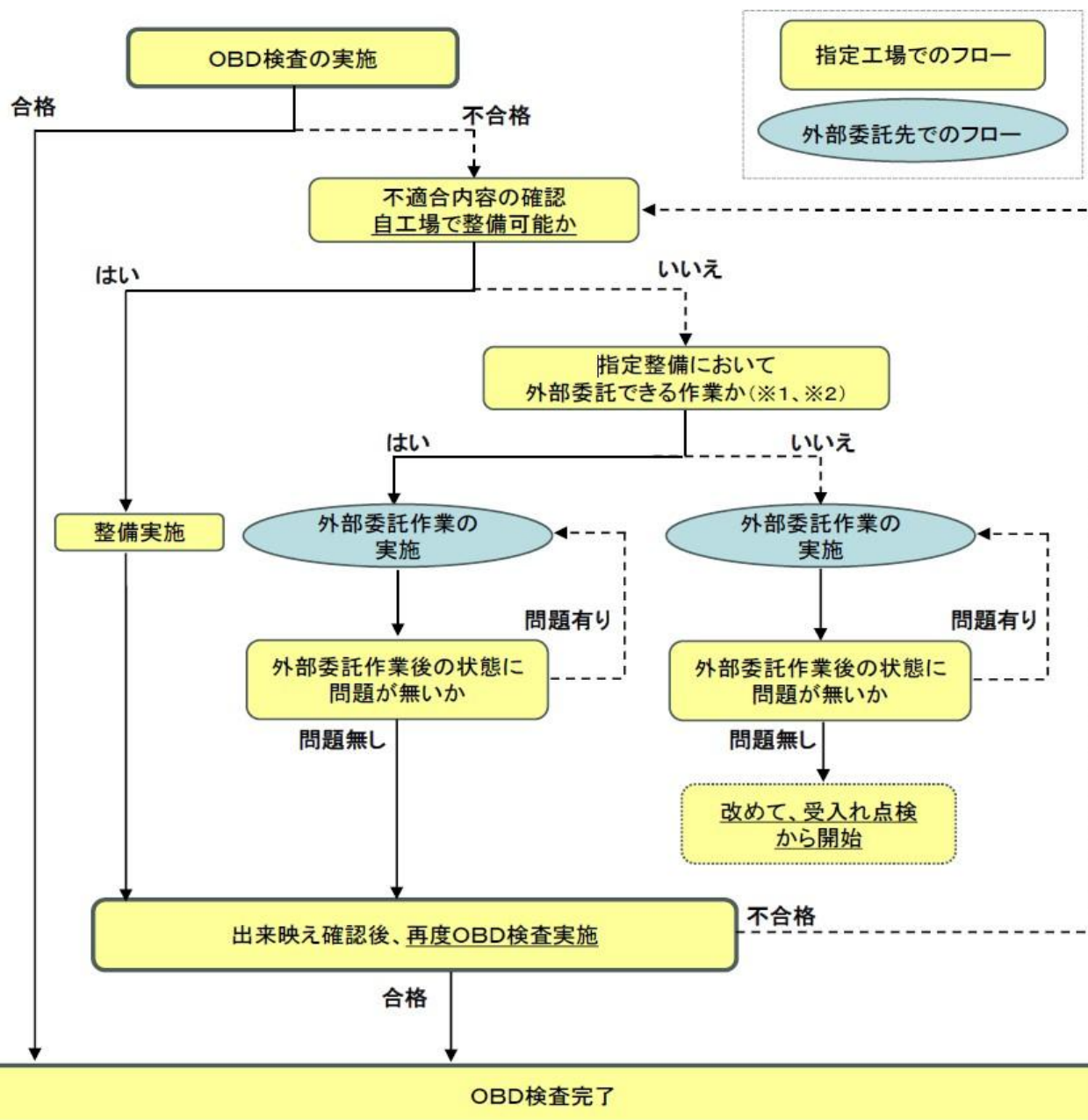
「特例措置」適用時の記録

自動車検査証、登録識別情報等通知書又は
自動車検査証返納証明書に記載事項上の照会

P313～314

P194～195

指定工場におけるOBD検査の判定フロー



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工・鍛冶・メッキ
- ・溶接・タイヤの修理
- ・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理・計器の修理
- ・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 DTCを消去する作業のみであれば、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

例)「スピードメータ検査実施後にABSのテルテールが点灯、その後テルテールは消灯しても特定DTCが残る現象」について、当該特定DTCを消去する作業

運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車両について

OBD検査については、原動機を始動させ、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し、走行可能状態（READYの状態））で行うこととされております。

ただし、OBD検査対象のうち別紙の車種について、運転席のドアを開けると、一定時間経過等により自動的にエンジン停止状態（READY OFFの状態）となり、OBD検査を正しく実施できなくなる可能性があることが確認されたので、当該車種のOBD検査を実施する際はご注意ください。

なお、以下に示す状態であれば、アイドリング状態（READYの状態）を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能です。

BMW/MINI

1-1. 該当車種

同社製OBD検査対象型式のうち電気自動車、ハイブリッド自動車の全て。

1-2. 該当車種における仕様

1-1. の車種において、運転席のドアを開けると自動的にエンジン停止（READY OFF）状態となる。

1-3. 該当車種においてOBD検査を正しく実施する方法

以下のいずれかに示す状態であれば、1-2. の仕様を回避してアイドリング状態（READYの状態）を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能。

① 運転席のドアを閉めた状態

② 以下の手順を実施した状態

イ) 車室内に有効なリモートコントロールキーがある状態で、運転席のドアを開ける。

ロ) ブレーキを操作しない状態で、スタート/ストップボタンを0.8秒以内に3回押し、診断モードにする。

※1 診断モードに入ると、メーター内に「診断モードが有効です」と短時間表示される。（ハイブリッドモデルでは、エンジン警告灯が点灯する場合がある。）

※2 診断モードを終了する場合は、スタート/ストップボタンを押す、又は運転席のドアを閉じる。（後者では診断モードが終了しないモデルもある。）

メルセデス・ベンツ

2-1. 該当車種

同社製OBD検査対象型式の全て。

2-2. 該当車種における仕様

2-1. の車種において、運転席のシートベルトを非装着状態かつ運転席のドアを開けた状態で3分または20分（型式・年式によって仕様が異なる）経過すると、自動的にエンジン停止（READY OFF）状態となる。

※ 当該仕様によりエンジン停止（READY OFF）状態となる前に、インストルメント・クラスタ上にその旨が表示される。

2-3. 該当車種においてOBD検査を正しく実施する方法

以下に示す状態であれば、2-2. の仕様を回避してアイドリング状態（READYの状態）を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能。

① 運転席のドアを閉めた状態

② 運転席のシートベルトを締めた状態（着座しているかどうかは問わない）

P196～197

※令和6年9月末時点

3. 監査結果・行政処分関係について



近畿運輸局

令和7年度指定整備事業者監査結果一覧表(近畿運輸局管内)

監査の種類	立入	書監	計
監査事業場数	2134	483	2617
良好	1718	423	2141
行政処分	2	0	2
文書警告	12	0	12
口頭注意	402	59	461

1 監査結果・行政処分関係

P307～

近畿運輸局管内

指摘事項・立入(462件)

1	記録簿関係	392件
2	法令遵守関係	32件
3	検査実施関係	27件
4	整備内容	4件
5	適合証関係	3件
6	設備関係	1件
7	その他	3件

国土交通省ネガティブ情報等検索サイト

★国土交通省及び地方支分部局のホームページに点在する事業者の過去の処分歴などの「ネガティブ情報」を一元的に集約したポータルサイトを平成19年10月1日からホームページ上に開設しました。

事業者の名称を入力するだけで、事業者の過去の処分歴一覧を簡単に検索できるシステムです。

国土交通省

ネガティブ情報等検索サイト

国土交通省

本サイトについて

検索の使い方

ご利用にあたっての注意

[ネガティブ情報等検索サイトホーム](#)
[自動車の製造・整備 自動車整備事業者](#)

自動車整備事業者

自動車整備事業者

ご利用にあたっての注意事項をよく読み、以下のメニューから検索条件を選択して検索ボタンを押してください。

処分等年月日	▼ 年 ▼ 月 ~ ▼ 年 ▼ 月
処分等を行った者	選択してください ▼
事業者名	
都道府県	▼
処分等の種類	選択してください ▼

検索

リセット

処分を受けた事業者の再発防止策

① 原因の究明

➤ なぜ違反に至ったのかの原因を徹底的に追求する

例：○ 検査員の知識不足

不正改造となっているか知識不足により判断ができなかった。

○ 事業場管理責任者の管理不足

不正改造車が入庫していることを事管は知らず、改善されたかどうか確認しなかった。

○ 事業者の管理不足

検査員任せにしていた。検査員、工員に対して、十分な教育を実施していなかったため、検査員は判断を誤ってしまった。工員も気づかなかった。

○ 顧客対応の誤り

検査員は不当要求（不正改造のまま車検を通せ等）に屈してしまった。

処分を受けた事業者の再発防止策

② 原因に対する再発防止策の策定

- 原因に対して、再発防止策を策定し、事業者全体で実施することにより同じ過ちを繰り返さない体制を構築

例: ○ 検査員の知識不足

従業員教育を実施し、法令遵守する知識、保安基準の知識の勉強

○ 事業場管理責任者の管理不足

適時、取扱い車両の入庫状況を確認、入庫車両の整備状況を把握

○ 管理体制の見直し

不在時に適合証は交付しない体制、完了状態を写真に撮り保存

○ 事業者の管理不足

本社が各事業場に内部監査を実施、毎朝ミーティングを実施

○ 顧客対応の誤り

不当要求があっても断ることができるよう専門家から研修受講、従業員からの通報制度など風通しの良い社内体制の構築

指定整備記録簿のよくある記載誤り

検査機器等による検査										制動力の計測・判定値										N・g、前照灯の計測・判定値は、すれ違い用・走行用(いずれかに○印)で表示しています。										前 照 灯										前 部 霧 灯										警 音 器										依 頼 者 の 依 頼 事 項									
前 右		5710		kg		軸重		左右差		450		kg		取付高さ		すれ違い灯		62.0		63.5		速度計の誤差		2.6		km/h		排気騒音		97.3		デシベル		定期点検整備(1年)																																			
軸 左		5260		kg		1495		kg		0.31		%		下		1		6		OBD検査結果		良・否		CO濃度(アイドリング時)		87.5		デシベル																																									
後 右		2890		kg		910		kg		120		kg		光																																																							
軸 左		3010		kg		6.48		%		0.14		%		左・右		0		0		タイヤの振れ		良・否		HC濃度(アイドリング時)																																													
計		16870		kg		車両重量		7.01		%		軸		0		0																																																					
手 動		5420		kg		2405		kg		2.25		%		主×100		主×100																																																					
走行テスト等の方法と結果																																																																					
自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合																																																																					
自動車登録番号又は車両番号		近畿400そ8819		平成26年3月25日		平成26年3月		普通・小型・軽		貨物		自家用・事業用の別		自家用		車体の形状		ダンプ		車名		日野																																															
型式		TKG-XZC072		乗車定員		3人		最大積載量		2000kg		車両重量		2350kg		車両総重量		4515kg		車台番号		XZC072-8224374		原動機の型式		N04C																																											
長さ		469		mm		幅		169		mm		高さ		197		mm		総排気量又は定格出力		4.00		Kw		燃料の種類		ガソリン・軽油・LPG・その他		型式指定番号				類別区分番号				自動車検査証の有効期間		6年3月24日		点検又は特定整備時の走行距離		77310		km		その他																							
メンテナンスに関するアドバイス																																																																					
整備保証		不具合発生については裏面の保証条件に基づき保証します。																																																																			
次回定期点検整備実施日		令和7年9月7日																																																																			
依頼者(使用者)の氏名又は名称		大阪太郎																																																																			
住所		東大阪市森河西1-7-43																																																																			
指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号		大阪市住之江区南港東3-5-6																																																																			
陸運自工(株)		近指大第190087号																																																																			
実施者		山田		3/7																																																																	
受 付		山本		3/7																																																																	
点 検		住田		3/7																																																																	
作業完了		3/7																																																																			
検査の年月日		7年3月7日																																																																			
自動車検査員の氏名		山本 修一																																																																			
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号		471																																																																			
保安基準適合標章の交付		有・無																																																																			
限定保安基準適合証の番号																																																																					

検査機器等による検査				制動力欄の計測・判定値は、N・kg、前照灯の計測・判定値は、すれ違い用・走行用〔いずれかに○印〕で表示しています。					
制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯		警 音 器	
前	右	5710	N/kg	軸重	左右差	N/kg	取得高さ	右	左
	左	5260	N/kg		1495	N/kg			
後	右	2890	N/kg	軸重	左右差	N/kg	光	下	下
	左	3010	N/kg		910	N/kg			
計	16870		N/kg	車両重量	7.01		軸	左・右	左・右
	5420		N/kg		2405	N/kg			
手 動	5420		N/kg	軸重	2.25		光	主×100	主×100
	2405		N/kg		7.01	%			
走行テスト等の方法と結果				度		副×100		副×100	
自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合				測定値		測定値		測定値	
				3		3		2	

依頼者の依頼事項
定期点検整備(1年)

目視等による検査	保安基準に適合… ☒ 装置がない場合… ☐
・構造	☐ 乗車装置及び物品積載装置
☒ 最低地上高	☐ 前面ガラスその他の窓ガラス
☒ 最大安定傾斜角度	☐ 騒音防止装置
☒ 最小回転半径	☐ ばい煙等の発散防止装置
・装置	☐ 灯火装置及び反射器
☒ 原動機及び動力伝達装置	☐ 警報装置
☒ 走行装置	☐ 指示装置
☒ 操縦装置	☐ 視野を確保する装置
☒ 制動装置	☐ 走行距離計その他の計器
☒ 緩衝装置	☐ 防火装置
☒ 燃料装置及び電気装置	☐ 内圧容器及びその附属装置
☒ 車枠及び車体	☐ 自動運行装置
☒ 連結装置	☐ その他

自動車登録番号又は車両番号		登録(交付)年月日		初度登録(検査)年月		自動車の種別		用途		自家用・事業用の別		車体の形状		車名	
近畿400そ8819		平成26年3月25日		平成26年3月		普通・小型軽		貨物		自家用・事業用		ダンプ		日野	
型式		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		車台番号		原動機の型式			
TKG-XZC072		3人		2000kg		2350kg		4515kg		XZC072-8224374		N04C			
長さ		幅		高さ		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号		自動車検査証の有効期間	
469cm		169cm		197cm		4.00Kw		ガソリン・軽油・LPG・その他						5年3月24日	

メンテナンスに関するアドバイス
整備保証 不具合発生については裏面の保証条件に基づき保証します。
次回定期点検整備実施日 令和7年9月7日

依頼者(使用者)の氏名又は名称	大阪太郎
住所	東大阪市森河西1-7-43
指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号	大阪市住之江区南港東3-5-6
陸運自工(株) 近指大第190087号	

実施者	月/日
受付	山田 3/7
点検	山本 3/7
作業	住田 3/7
整備完了	3月7日

検査の年月日	7年3月7日
自動車検査員の氏名	山本 修一
保安基準適合証及び保安基準適合印章の番号	471
保安基準適合印章の交付	有・無
限定保安基準適合証の番号	

検査機器等による検査										制動力欄の計測・判定値は、N・kg、前照灯の計測・判定値は、すれ違い用・走行用〔いずれかに○印〕で表示しています。																																		
制動力										前照灯					前部霧灯					警告器																								
前	右	5710		N	軸重	左右差	450		N	取付高さ	右	すれ違い灯		左	62.0		63.5	cd		聴感・	97.3		デシベル																					
	左	5260		N	kg	1495	kg	0.31	%		N/kg	下	1		下	6		+	-	2.6		km/h	聴感・	87.5		デシベル																		
後	右	2890		N	軸重	左右差	120		N	光	左・右	0		左・右	0		良・否		OBD検査結果		CO濃度(アイドリング時)																							
	左	3010		N	kg	6.48	%	0.14	%		N/kg	主×100	副×100		主×100	副×100		イン・アウト		視認(空ぶかし)		テスト																						
計		16870		N	車両重量		7.01		%	N/kg	主×100		主×100		副×100		副×100		タイヤの振れ		4～2～・特殊		HC濃度(アイドリング時)																					
手動		5420		N	kg	2405	kg	2.25	%	N/kg	主×100		主×100		副×100		副×100		サイド・スリップ		黒煙・粒子状物質		ppm																					
走行テスト等の方法と結果										度										測定値																								
										1										3																								
自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合										1										3																								
自動車登録番号又は車両番号										登録(交付)年月日					初度登録(検査)年月					自動車の種別					用途					自家用・事業用の別					車体の形状					車名				
近畿400そ8819										平成26年3月25日					平成26年3月					普通・小型軽					貨物					自家用・事業用					ダンプ					日野				
型式			乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		車台番号										原動機の型式																							
TKG-XZC072			3人		2000kg		2350kg		4515kg		XZC072-8224374										N04C																							
長さ		幅		高さ		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号		自動車検査証の有効期間					点検又は特定整備時の総走行距離					その他																				
469cm		169cm		197cm		4.00Kwℓ		ガソリン軽油・PG・その他						5年3月24日					77310km																									
メンテナンスに関するアドバイス										依頼者(使用者)の氏名又は名称										実施者					月/日																			
										大阪太郎										受付					3/7																			
										住所										点検					3/7																			
										東大阪市森河西1-7-43										作業					3/7																			
										指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号										整備完了					3月7日																			
										大阪市住之江区南港東3-5-6																																		
										陸運自工(株)近指大第190087号																																		
整備保証										不具合発生については裏面の保証条件に基づき保証します。																																		
次回定期点検整備実施日										令和7年9月7日																																		
目視等による検査										保安基準に適合… ☒ 装置がない場合… ☐										定期点検整備(1年)																								
構造										最低地上高										乗車装置及び物品積載装置																								
最大安定傾斜角度										騒音防止装置										前面ガラスその他の窓ガラス																								
最小回転半径										ばい煙等の発散防止装置										灯火装置及び反射器																								
装置										原動機及び動力伝達装置										警報装置																								
走行装置										指示装置										視野を確保する装置																								
操縦装置										制動装置										走行距離計その他の計器																								
緩衝装置										防火装置										内圧容器及びその附属装置																								
燃料装置及び電気装置										自動運行装置										その他																								
車枠及び車体																																												
連結装置																																												

検査機器等による検査				制動力欄の計測・判定値は、N・kg、前照灯の計測・判定値は、すれ違い用・走行用〔いずれかに○印〕で表示しています。												
制 動 力				前 照 灯				前 部 霧 灯				警 音 器				
前	右	5710	N/kg	軸重	左右差	450	N/kg	取付高さ	右	左	cd	聴感・テスト	97.3	デシベル		
	左	5260	N/kg		1495	N/kg	0.31		%	すれ違い灯					62.0	63.5
後	右	2890	N/kg	軸重	左右差	120	N/kg	光	下	下	+ -	2.6	km/h	聴感・テスト	87.5	デシベル
	左	3010	N/kg		6.48	%	0.14		%	左・右						
計		16870	N/kg	車両重量		7.01	%	軸	0	0				HC濃度(アイドリング時)		
手動		5420	N/kg	2405	N/kg	2.25	%		主×100	主×100						
走行テスト等の方法と結果				度				副×100	副×100	サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質					
				測定値				1	3	測定値	3	測定値	2			
自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合																

依頼者の依頼事項
定期点検整備(1年)

目視等による検査	保安基準に適合… ☒ 装置がない場合… ☐
・構造	☐ 乗車装置及び物品積載装置
☒ 最低地上高	☐ 前面ガラスその他の窓ガラス
☒ 最大安定傾斜角度	☐ 騒音防止装置
☒ 最小回転半径	☐ ばい煙等の発散防止装置
・装置	☐ 灯火装置及び反射器
☒ 原動機及び動力伝達装置	☐ 警報装置
☒ 走行装置	☐ 指示装置
☒ 操縦装置	☐ 視野を確保する装置
☒ 制動装置	☐ 走行距離計その他の計器
☒ 緩衝装置	☐ 防火装置
☒ 燃料装置及び電気装置	☐ 内圧容器及びその附属装置
☒ 車枠及び車体	☐ 自動運行装置
☒ 連結装置	☐ その他

自動車登録番号又は車両番号		登録(交付)年月日		初度登録(検査)年月		自動車の種別		用途		自家用・事業用の別		車体の形状		車名					
近畿400そ8819		平成26年3月25日		平成26年3月		普通・小型軽		貨物		自家用・事業用		ダンプ		日野					
型式		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		車台番号		原動機の型式							
TKG-XZC072		3人		2000kg		2350kg		4515kg		XZC072-8224374		N04C							
長さ		幅		高さ		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号		自動車検査証の有効期間		点検又は特定整備時の総走行距離		その他	
469cm		169cm		197cm		4.00Kwℓ		ガソリン・軽油・LPG・その他						5年3月24日		77310km			

メンテナンスに関するアドバイス	
整備保証 不具合発生については裏面の保証条件に基づき保証します。	
次回定期点検整備実施日 令和7年9月7日	

依頼者(使用者)の氏名又は名称	
大阪太郎	
住所	
東大阪市森河西1-7-43	
指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号	
大阪市住之江区南港東3-5-6	
陸運自工(株) 近指大第190087号	

実施者		月/日
受付	山田	3/7
点検	山本	3/7
作業	住田	3/7
整備完了		3月7日

検査の年月日	
7年3月7日	
自動車検査員の氏名	
山本 修一	
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号	保安基準適合標章交付
471	有・無
限定保安基準適合証の番号	

検査機器等による検査										制動力欄の計測・判定値は、N・kg、前照灯の計測・判定値は、すれ違い用・走行用〔いずれかに○印〕で表示しています。																								
制 動 力										前 照 灯				前 部 霧 灯		警 音 器		依頼者の依頼事項																
前	右	5710		N	軸重	左右差		N	取付高さ	右	すれ違い灯		左	速度計の誤差	聴感・テスト		97.3		速度計の誤差	排気騒音		定期点検整備(1年)												
	軸	左	5260		N	1495	kg	0.31		%	62.0	cm	63.5		cm	2.6		km/h		87.5												デシベル		
後	右	2890		N	軸重	左右差		N	光	下	1		下	2.6		km/h	聴感・テスト		87.5		OBD検査結果	CO濃度(アイドリング時)		目視等による検査 保安基準に適合… ☒ 装置がない場合… ☐										
	軸	左	3010		N	6.48	%	0.14		%	6	cm	左・右		左・右	良・否		%		HC濃度(アイドリング時)		%												
計		16870		N	車両重量	7.01		%	軸	0	0		タイヤの振れ		4～2～・特殊		ppm		黒煙・粒子状物質		視認(空ぶかし)		テスト		●構造 ☒ 最低地上高 ☒ 最大安定傾斜角度 ☒ 最小回転半径 ●装置 ☒ 原動機及び動力伝達装置 ☒ 走行装置 ☒ 操縦装置 ☒ 制動装置 ☒ 緩衝装置 ☒ 燃料装置及び電気装置 ☒ 車枠及び車体 ☒ 連結装置 ☐ 乗車装置及び物品積載装置 ☐ 前面ガラスその他の窓ガラス ☐ 騒音防止装置 ☐ ばい煙等の発散防止装置 ☐ 灯火装置及び反射器 ☐ 警報装置 ☐ 指示装置 ☐ 視野を確保する装置 ☐ 走行距離計その他の計器 ☐ 防火装置 ☐ 内圧容器及びその附属装置 ☐ 自動運行装置 ☐ その他									
手動		5420		N	2405	kg	2.25	%		光	主×100	主×100		良・否		イン・アウト		2		%		2		%										
走行テスト等の方法と結果										副×100		副×100		115		cd	137		cd	1.1		mm	2		%		%							
自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合										測定値		測定値		測定値		測定値		測定値		測定値		測定値		測定値		測定値		測定値						
自動車登録番号又は車両番号										登録(交付)年月日		初度登録(検査)年月		自動車の種別		用途		自家用・事業用の別		車体の形状		車名												
近畿400そ8819										平成26年3月25日		平成26年3月		普通・小型軽		貨物		自家用・事業用		ダンプ		日野												
型式		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		車台番号		原動機の型式																						
TKG-XZC072		3人		2000kg		2350kg		4515kg		XZC072-8224374		N04C																						
長さ		幅		高さ		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号		自動車検査証の有効期間		点検又は特定整備時の総走行距離		その他																
469cm		169cm		197cm		4.00Kwℓ		ガソリン軽油・PG・その他						5年3月24日		77310km																		
メンテナンスに関するアドバイス										依頼者(使用者)の氏名又は名称										実施者		月/日		検査の年月日										
										大阪太郎										受		3/7		7年3月7日										
										住所										点		3/7		自動車検査員の氏名										
										東大阪市森河西1-7-43										検		3/7		山本 修一										
										指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号										作業		3/7		保安基準適合証及び保安基準適合印章の番号		保安基準適合印章の交付								
										大阪市住之江区南港東3-5-6										陸運自工(株) 近指大第190087号		471		有・無										
																				整備完了		3月7日		限定保安基準適合証の番号										
整備保証 不具合発生については裏面の保証条件に基づき保証します。										令和7年9月7日																								
次回定期点検整備実施日																																		

検査機器等による検査				制動力欄の計測・判定値は、N・kg、前照灯の計測・判定値は、すれ違い用・走行用〔いずれかに○印〕で表示しています。												
制 動 力				前 照 灯												
前	右	5710	N	軸重	左右差	N	取付高さ	右	左	前 部 霧 灯	警 音 器					
	軸	左	5260		N	kg		1495	kg			0.31	%	すれ違い灯	聴感・テスト	97.3
後	右	2890	N	軸重	左右差	N	光	下	下	速度計の誤差	排 気 騒 音					
	軸	左	3010		N	kg		910	kg			120	kg	0.14	%	2.6
計		16870	N	車両重量		N/kg	軸	左・右	左・右	OBD検査結果	CO濃度(アイドリング時)					
手 動		5420	N	2405		kg		7.01	%			0	cm	0	cm	良・否
走行テスト等の方法と結果				度				主×100	主×100	タイヤの振れ	ppm					
				副×100				副×100	サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質						
				測定値				1	3	測定値	3	測定値	2			

依頼者の依頼事項	
定期点検整備(1年)	
目視等による検査 保安基準に適合… ☒ 装置がない場合… ☐	
・構造	乗車装置及び物品積載装置
最低地上高	前面ガラスその他の窓ガラス
最大安定傾斜角度	騒音防止装置
最小回転半径	ばい煙等の発散防止装置
・装置	灯火装置及び反射器
原動機及び動力伝達装置	警報装置
走行装置	指示装置
操縦装置	視野を確保する装置
制動装置	走行距離計その他の計器
緩衝装置	防火装置
燃料装置及び電気装置	内圧容器及びその附属装置
車枠及び車体	自動運行装置
連結装置	その他

自動車登録番号又は車両番号		登録(交付)年月日		初度登録(検査)年月		自動車の種別		用途		自家用・事業用の別		車体の形状		車名					
近畿400そ8819		平成26年3月25日		平成26年3月		普通・小型軽		貨物		自家用・事業用		ダンプ		日野					
型 式		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		車台番号		原動機の型式							
TKG-XZC072		3人		2000kg		2350kg		4515kg		XZC072-8224374		N04C							
長さ		幅		高さ		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号		自動車検査証の有効期間		点検又は特定整備時の総走行距離		その他	
469cm		169cm		197cm		4.00Kw		ガソリン・軽油・PG・その他						5年3月24日		77310km			

メンテナンスに関するアドバイス	
整備保証 不具合発生については裏面の保証条件に基づき保証します。	
次回定期点検整備実施日 令和7年9月7日	

依頼者(使用者)の氏名又は名称	
大阪太郎	
住所	
東大阪市森河西1-7-43	
指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号	
大阪市住之江区南港東3-5-6	
陸運自工(株) 近指大第190087号	

実施者		月/日
受付	山田	3/7
点検	山本	3/7
作業	住田	3/7
整備完了		3月7日

検査の年月日	
7年3月7日	
自動車検査員の氏名	
山本 修一	
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号	保安基準適合標章交付
471	有・無
限定保安基準適合証の番号	

検査機器等による検査										制動力欄の計測・判定値は、N・kg、前照灯の計測・判定値は、すれ違い用・走行用〔いずれかに○印〕で表示しています。														
制 動 力										前 照 灯					前 部 霧 灯					警 音 器				
前	右	5710	N	軸重	左右差	N	取付高さ	右	左	すれ違い灯	速度計の誤差	聴感・テスト	97.3	デシベル										
	軸	左	5260	N	1495	kg		0.31	%						62.0	cm	63.5	cm	2.6	km/h				
後	右	2890	N	軸重	左右差	N	光	下	下	左・右	左・右	OBD検査結果	CO濃度(アイドリング時)	87.5	デシベル									
	軸	左	3010	N	6.48	%		0.14	%							1	cm	6	cm	良・否	%			
計		16870	N	車両重量		N/kg	軸	0	0	cm	cm	タイヤの振れ	4～2～・特殊	HC濃度(アイドリング時)										
手 動		5420	N	2405	kg	2.25	%	主×100	主×100	副×100	副×100	サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質	視認(空ぶかし)	テスト									
走行テスト等の方法と結果							度	115	cd	137	cd	1.1	mm	2	%									
自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合										測定値	3	%	測定値	3	%	測定値	2	%						
自動車登録番号又は車両番号										登録(交付)年月日		初度登録(検査)年月		自動車の種別		用 途		自家用・事業用の別		車 体 の 形 状		車 名		
近畿400そ8819										平成26年 3月 25日		平成26年 3月		普通・小型 軽		貨物		自家用・事業用		ダンプ		日野		
型 式		乗車定員		最大積載量		車 両 重 量		車 両 総 重 量		車 台 番 号		原 動 機 の 型 式												
TKG-XZC072		3 人		2000 kg		2350 kg		4515 kg		XZC072-8224374		N04C												
長 さ		幅		高 さ		総排気量又は定格出力		燃 料 の 種 類		型 式 指 定 番 号		類別区分番号		自動車検査証の有効期間		点検又は特定整備時の総走行距離		そ の 他						
469 cm		169 cm		197 cm		4.00 Kw		ガソリン 軽油・PG・その他						5年3月24日		77310 km								
メンテナンスに関するアドバイス										依頼者(使用者)の氏名又は名称					実 施 者		月/日		検 査 の 年 月 日					
										大阪太郎					受 付		3/7		7 年 3 月 7 日					
										住所					点 検		3/7		自 動 車 検 査 員 の 氏 名					
										東大阪市森河西1-7-43					作 業		3/7		山 本 修一					
										指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号					陸 運 自 工 (株) 近指大第190087号		整備完了		3月7日		保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号			
										大阪市住之江区南港東3-5-6									471					
										令和7年9月7日									有・無					
整備保証										次回定期点検整備実施日									限定保安基準適合証の番号					

検査機器等による検査				制動力欄の計測・判定値は、N・kg、前照灯の計測・判定値は、すれ違い用・走行用〔いずれかに○印〕で表示しています。					
制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯		警 音 器	
前	右	5710	N/kg	軸重	左右差	N/kg	取得高さ	右	左
	左	5260	N/kg		1495	N/kg		0.31	%
後	右	2890	N/kg	軸重	左右差	N/kg	光	下	下
	左	3010	N/kg		910	N/kg		120	N/kg
計	16870		N/kg	車両重量	7.01		軸	左・右	左・右
	5420		N/kg		2405	N/kg		2.25	%
手 動	5420		N/kg	軸重	2.25		光	主×100	主×100
	2405		N/kg		7.01	%		副×100	副×100
走行テスト等の方法と結果				度		115		137	
自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合				測定値		3		測定値	
				測定値		3		測定値	

依頼者の依頼事項
定期点検整備(1年)

目視等による検査	保安基準に適合... ☒ 装置がない場合... ☐
・構造	☒ 乗車装置及び物品積載装置
☒ 最低地上高	☒ 前面ガラスその他の窓ガラス
☒ 最大安定傾斜角度	☒ 騒音防止装置
☒ 最小回転半径	☒ ばい煙等の発散防止装置
・装置	☒ 灯火装置及び反射器
☒ 原動機及び動力伝達装置	☒ 警報装置
☒ 走行装置	☒ 指示装置
☒ 操縦装置	☒ 視野を確保する装置
☒ 制動装置	☒ 走行距離計その他の計器
☒ 緩衝装置	☒ 防火装置
☒ 燃料装置及び電気装置	☒ 内圧容器及びその附属装置
☒ 車輪及び車体	☒ 自動運行装置
☒ 連結装置	☒ その他

自動車登録番号又は車両番号		登録(交付)年月日		初度登録(検査)年月		自動車の種別		用途		自家用・事業用の別		車体の形状		車名	
近畿400そ8819		平成26年3月25日		平成26年3月		普通・小型軽		貨物		自家用・事業用		ダンプ		日野	
型式		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		車台番号		原動機の型式			
TKG-XZC072		3人		2000kg		2350kg		4515kg		XZC072-8224374		N04C			
長さ		幅		高さ		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号		自動車検査証の有効期間	
469cm		169cm		197cm		4.00Kw		ガソリン・軽油・LPG・その他						5年3月24日	

メンテナンスに関するアドバイス	
整備保証 不具合発生については裏面の保証条件に基づき保証します。	
次回定期点検整備実施日 令和7年9月7日	

依頼者(使用者)の氏名又は名称	
大阪太郎	
住所	
東大阪市森河西1-7-43	
指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号	
大阪市住之江区南港東3-5-6	
陸運自工(株) 近指大第190087号	

実施者		月/日
受付	山田	3/7
点検	山本	3/7
作業	住田	3/7
整備完了		3月7日

検査の年月日	
7年3月7日	
自動車検査員の氏名	
山本 修一	
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号	保安基準適合標章交付
471	有・無
限定保安基準適合証の番号	

検査機器等による検査				制動力				前照灯				前部雾灯		警告器					
前	右	5710	N/kg	軸重	左右差	450	N/kg	取付高さ	右	左	cd	聴感・テスト	97.3	デシベル					
	左	5260	N/kg						1495	N/kg					0.31	%	すれ違い灯	62.0	63.5
後	右	2890	N/kg	軸重	左右差	120	N/kg	光	下	下	+ -	2.6	km/h	聴感・テスト	87.5	デシベル			
	左	3010	N/kg						6.48	%							0.14	%	左・右
計	16870		N/kg	車両重量	7.01	%	軸	0	0	cm	cm	良・否	HC濃度(アイドリング時)	%					
	手動		5420												N/kg	2405	N/kg	2.25	%
走行テスト等の方法と結果				主×100				主×100				良・否				ppm			
				副×100				副×100				イン・アウト				視認(空ぶかし)テスト			
				115				137				1.1				2			
				測定値				測定値				測定値				測定値			
				3				3				3				2			

依頼者の依頼事項
定期点検整備(1年)

目視等による検査	保安基準に適合... ☒ 装置がない場合... ☐
構造	乗車装置及び物品積載装置
最低地上高	前面ガラスその他の窓ガラス
最大安定傾斜角度	騒音防止装置
最小回転半径	ばい煙等の発散防止装置
装置	灯火装置及び反射器
原動機及び動力伝達装置	警報装置
走行装置	指示装置
操縦装置	視野を確保する装置
制動装置	走行距離計その他の計器
緩衝装置	防火装置
燃料装置及び電気装置	内圧容器及びその附属装置
車枠及び車体	自動運行装置
連結装置	その他

自動車登録番号又は車両番号		登録(交付)年月日		初度登録(検査)年月		自動車の種別		用途		自家用・事業用の別		車体の形状		車名					
近畿400そ8819		平成26年3月25日		平成26年3月		普通・小型軽		貨物		自家用・事業用		ダンプ		日野					
型式		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		車台番号		原動機の型式							
TKG-XZC072		3人		2000kg		2350kg		4515kg		XZC072-8224374		N04C							
長さ		幅		高さ		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号		自動車検査証の有効期間		点検又は特定整備時の総走行距離		その他	
469cm		169cm		197cm		4.00Kw		ガソリン・軽油・LPG・その他						5年3月24日		77310km			

メンテナンスに関するアドバイス
整備保証
次回定期点検整備実施日

依頼者(使用者)の氏名又は名称	大阪太郎
住所	東大阪市森河西1-7-43
指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号	大阪市住之江区南港東3-5-6
陸運自工(株)	近指大第190087号

実施者	月/日
受付	山田 3/7
点検	山本 3/7
作業	住田 3/7
整備完了	3月7日

検査の年月日	7年3月7日
自動車検査員の氏名	山本 修一
保安基準適合証及び保安基準適合印章の番号	471
保安基準適合印章の交付	有・無
限定保安基準適合証の番号	

検査機器等による検査				制動力				前照灯				前部雾灯		警告器		
前	右	5710	N/kg	軸重	左右差	450	N/kg	取付高さ	右	左	cd	聴感・テスト	97.3	デシベル		
	左	5260	N/kg						1495	N/kg					0.31	%
後	右	2890	N/kg	軸重	左右差	120	N/kg	光	下	下	+ -	2.6	km/h	聴感・テスト	87.5	デシベル
	左	3010	N/kg						6.48	%						
計	16870		N/kg	車両重量	7.01	%	軸	0	0	cm	cm	良・否	HC濃度(アイドリング時)	%		
	手動	5420	N/kg												2405	N/kg
走行テスト等の方法と結果						度		副×100	副×100	cd	cd	サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質			
								115	137	cd	cd	イン・アウト	視認(空ぶかし)テスト	2	%	
								測定値	3	%	測定値	3	%	測定値		

依頼者の依頼事項
定期点検整備(1年)

目視等による検査	保安基準に適合... ☒ 装置がない場合... ☐
・構造	☒ 乗車装置及び物品積載装置
☒ 最低地上高	☒ 前面ガラスその他の窓ガラス
☒ 最大安定傾斜角度	☒ 騒音防止装置
☒ 最小回転半径	☒ ばい煙等の発散防止装置
・装置	☒ 灯火装置及び反射器
☒ 原動機及び動力伝達装置	☒ 警報装置
☒ 走行装置	☒ 指示装置
☒ 操縦装置	☒ 視野を確保する装置
☒ 制動装置	☒ 走行距離計その他の計器
☒ 緩衝装置	☒ 防火装置
☒ 燃料装置及び電気装置	☒ 内圧容器及びその附属装置
☒ 車枠及び車体	☒ 自動運行装置

自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合					
自動車登録番号又は車両番号	登録(交付)年月日	初度登録(検査)年月	自動車の種別		
近畿400そ8819	平成26年3月25日	平成26年3月	普通・小型軽		
型式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
TKG-XZC072	3人	2000kg	2350kg	4515kg	
長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号
469cm	169cm	197cm	4.00Kw	ガソリン・軽油・LPG・その他	

cd	サイド・スリップ	
	イン・アウト	視認
cd		mm
測定値	%	測定値
	m ⁻¹	3

メンテナンスに関するアドバイス	
整備保証	不具合発生については裏面の保証条件に基づき保証します。
次回定期点検整備実施日	令和7年9月7日

依頼者(使用者)の氏名又は名称	大阪太郎
住所	東大阪市森河西1-7-43
指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号	大阪市住之江区南港東3-5-6
陸運自工(株) 近指大第190087号	

付	山田	7/7
点	山本	3/7
検	山本	7/7
作	住田	3/7
業	住田	7/7
整備完了	3月	7日

山本 修一	
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号	保安基準適合標章交付
471	有・無
限定保安基準適合証の番号	

目視等による検査欄

目視等による検査

P237~239

No	目視による検査項目	保 安 基 準		検 査 内 容	
①	最低地上高	第3条	最低地上高	地上との開き原則9cm以上	等
②	最大安定傾斜角度	第5条	安定性	重心高の著しい移動等の有無	等
③	最小回転半径	第6条	最小回転半径	12m以下	等
④	原動機及び動力伝達装置	第8条	原動機及び動力伝達装置	原動機の始動、作動中の異音、油（水）漏れ、ファンベルトの緩み・損傷、変速機能、プロペラシャフトのがた、ダストブーツの損傷、スプロケットの損傷、チェーンの緩み、走行性能 スピードリミッターの取付・機能	等
⑤	走行装置	第7条 第9条	接地部及び接地圧 走行装置等	道路を損傷しないもの ホイールタイヤの亀裂、コードの露出、溝深さ、空気圧、アルミホイールマーク、ホイールベアリングのがた	等
⑥	操縦装置	第10条 第11条 第11条の2	操縦装置 かじ取装置（自動命令型 旋舵機能を含む） 施錠装置	操縦装置の識別表示の有無 タイロッド・ドラッグリンクの損傷、ハンドルのがた、ギヤボックスの油漏れ 装置の機能	等 等 等
⑦	制動装置	第12条 第13条	制動装置（衝突被害軽減 制動制御装置を含む） 連結車両の制動装置	ブレーキペダル、駐車ブレーキレバー・ブレーキ液（量、流漏れ）、エア－漏れ、パイプ、ホースの損傷 分離ブレーキ、装置の機能	等 等
⑧	緩衝装置	第14条	緩衝装置	センターボルト、Uボルト等の緩み、損傷、ブラケットからの離脱、ショックアブソーバの取付状態	等
⑨	燃料装置及び電気装置	第15条 第16条 第17条 第17条の2	燃料装置 発生ガスを燃料とする 自動車の燃料装置 高压ガスを燃料とする自 動車の燃料装置 電気装置	配管等からの燃料漏れ 配管等の損傷 ガス漏れ、圧力低下、高压ガス容器の有効期間	等 等 等
⑩	車枠及び車体	第18条 第18条の2 第49条 第50条の2 第51条 第52条	車枠及び車体 巻込防止装置等 緊急自動車 ガス運送容器を備える自 動車等 火薬類運送自動車 危険物運送自動車	突起及び回転部分の突出、積載量表示、車体表示、 車体の腐食、リキョーバーハングの許容量 フロントバンパー・サイドバンパー・リアバンパの取付状態 車体の塗色 ガス運送容器とバンパの間隔 隔壁、電気配線の被覆、バッテリーの端子等の緩み・ 覆い 電気配線の被覆、バッテリーの端子等の緩み	等 等 等 等 等 等
⑪	連結装置	第19条	連結装置	確実に結合できること	等
⑫	乗車装置及び物品積載装置	第20条 第21条 第22条 第22条の2 第22条の3 第22条の4 第22条の5 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第50条 第53条	乗車装置 運転者席 座 席 座席定員等 座席ベルト等 頭部後傾抑止装置等 年少者用補助乗車装置 通 路 立 席 乗降口 非常口 物品積載装置 高压ガス運送装置 旅客自動車運送事業用自 動車 乗車定員及び最大積載量	客室の換気、保護仕切り、内装部材の難燃性、転落又は転倒等の安全対策 運転操作の確保の仕切棒、内装部材の難燃性、衝撃吸収（インストルメント・パネル・サンバイザー）前方視界 座席の向き、座席の取付強度、シートバック後面の衝撃吸収、内装部材の難燃性 機能・取付状態 有効幅及び有効高さ 堅ろうで安全確実に物品を積載できる構造 高压ガス運送容器及び配管の取付、充填弁、高压ガス容器の有効期間 乗降口の開口幅、乗降扉の開放表示、室内照明 座席・立席定員、ダンプ車のベッセル比、ダンプ車のさし棒	等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等
⑬	前面ガラスその他の窓ガラス	第29条	窓ガラス	安全ガラス、貼付物（フィルム・ステッカー等）装着物（裝飾板等）	等

[illegible]

※②子の他は車面法41条第21号を示す。

特種な構造及び装置を有する自動車の点検

P7～9、P13～15、P341～343

特殊な構造及び装置を有する自動車の点検

特殊な構造及び装置を有する場合は、
定期点検項目以外にメーカーが指定する点検項目を追加する。

この場合、あらかじめ依頼者に必要と認められる点検の内容を説明し、了解を得る。

(例)

ハイブリッド車インバーターの水量・水漏れ

(マツダ、トヨタ等)

KFエンジンのタイミングチェーンの状態

(ダイハツ)

※整備要領書を確認し、定期点検項目以外の点検が必要な場合等に実施してください。

指定整備記録簿の記載方法について(その他欄)

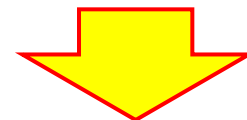
P222

指定整備記録簿

途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状	車 名
	自家用・事業用		
車 台 番 号	原 動 機 の 型 式		
区分番号	自動車検査証の有効期間	点検又は特定整備時の総走行距離	そ の 他
	年 月 日	km	

実 施 者	月/日	検 査 の 年 月 日
受 付	/	年 月 日
点 検	/	自 動 車 検 査 員 の 氏 名
作 業	/	
整備完了	月 日	保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号
		保安基準適合標章交付有・無
		限定保安基準適合証の番号

・現車と自動車検査証の備考欄の記載内容に相違がないか**十分に確認**。



【記載事項の例】

- ・「土砂禁」
- ・「燃料タンクの個数、容量」
- ・改造車における改造内容
- ・「緊急自動車」
(←赤色回転灯の装着)
- ・「道路維持作業用自動車」
(←黄色回転灯の装着)
- ・「車いす固定装置付 ○基」

4 指定工場に関連するお知らせ



近畿運輸局

1. 自動車ユーザー保護の観点からの留意事項

- ・自動車ユーザーに対してフィルム類を剥がす必要がある旨の説明を行う際には、可視光線透過率の計測を行い、計測結果を用いて丁寧かつ明確に説明すること。
- ・自社で計測ができない場合にあっては、当該フィルム類が装着された状態では自社で保安基準適合性の判断ができない旨とその理由を自動車ユーザーに対し丁寧かつ明確に説明すること。

2. 計測器の適切な取扱いに関する留意事項

- ・測定器の取扱説明書等に基づき、正しい手順で計測すること。
- ・計測前には必ず当該機器の校正手順に基づき校正を実施し、精度が確保された状態で計測すること。

前照灯の検査の取扱いに係る留意事項

国土交通省・自動車技術総合機構・軽自動車検査協会からのお知らせ

令和8年5月

令和8年8月1日より、 「ロービーム計測」に移行します

～ヘッドライトテストを用いた前照灯検査について～

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、移行する期限を令和8年8月1日に延期していたところです。

今般、過渡期において地域ごとに円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備等が整ったことから、令和8年8月1日より、全車ロービーム計測に移行しますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいロービーム



バックミラーに映るまぶしいロービーム

※裏面もご確認ください。

近畿管内の各検査場では、令和8年8月1日からすれ違い用前照灯(ロービーム)の審査方法が変更となっております。

一方、指定自動車整備事業における前照灯の検査の取扱いについては、従前から変更はございませんので、P131～の取扱いをあらためてご認識いただきますようお願いいたします。

受付（受入）で必ず車検証のICタグを読み取り、車検証情報を確認することを事業場内で徹底してください。



「自動車検査証記録事項」にはICタグの内容も含めたすべての車検証情報が記載されます。

更新した自動車検査証の記載内容の確認のお願い

継続検査の際、更新した自動車検査証を受け取ったときは、必ず車検証の備考欄の記載内容(特に、走行距離、点検整備実施状況、指定番号)に誤りがないか確認してください。

電子車検証となるため、更新した自動車検査証の記録内容の確認は、「車検証閲覧アプリ」を使用
してご確認ください。

「自動車検査証記録事項」の継続検査窓口でのお渡しは
令和7年12月末で終了しています。

- 従来通り、お手持ちのPCやスマホで「**車検証閲覧アプリ**」からPDFデータをダウンロードすることができます。



アプリのインストールはこちら

車検証閲覧アプリ

[illegible]

■ 運輸支局・事務所の窓口付近に設置した端末で「自動車検査証記録事項」を印刷することができます。



60

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

① 国土交通省 ② 次回自動車重量税額照会サービス

初めての方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー セキュリティ お問い合わせ先

ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

① <https://www.nextmvtl.mlit.go.jp/>にアクセス。

② 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご一読ください。

③ 「照会画面へ」をクリック。

■ 次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
(ご利用可能時間 1:00～23:00)

③ 照会画面へ

- ④ 車台番号を入力します。
(アルファベットは大文字で入力をお願いいたします。)
- ⑤ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。
- ⑥ 「照会」をクリック。

※ 自動車検査証等に記載されている車台番号の全角を入力してください。

※ 車台番号が英数字のみの場合

(左角英大文字 中央数字 右角ハイフンまたは半角ピリオド)

○ 車台番号に漢字が含まれる場合

(左角) (中央) (右角数字)

2. 検査予定日 (運輸支局等で届出検査等の手続きを行う予定日) (任意)

⑤ yyyy/mm/dd

⑥ 照会

- ⑦ 重量税額が表示されます。
- 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
 - 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

自動車重量税額 (円) ⑦ 25,000

戻る

ご利用について

- ・ 土日祝日を含め、1:00～23:00の時間帯でご利用可能です。
(年末年始、メンテナンス時除く)
- ・ 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。
その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- ・ 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。
- ・ 検査予定日に未入力と記載された場合は、車検証の有効期間満了日または照会日を検査予定日として算出しています。
- ・ 軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。軽自動車の自動車重量税額の照会は右記のHPへ。(https://www.keikenkyo.or.jp/)



検査標章の貼付位置の変更について

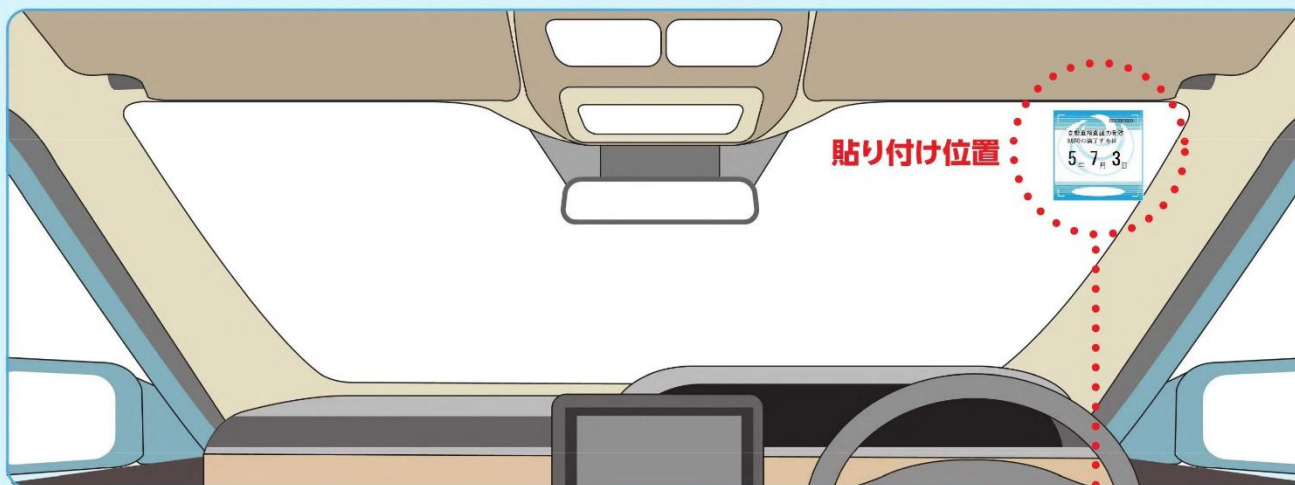
P139

検査標章の貼付位置が、前方かつ運転者席から見やすい位置に変更になりました。(令和5年7月3日～)

新しい貼り付け位置

(前方かつ運転者席から見やすい位置)
運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外：ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置。



車検ステッカーイメージ

車外前方
から見た
イメージ



車室内
から見た
イメージ



記録等事務委託制度

- 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者（指定整備事業者、行政書士等）に委託する制度（記録等事務委託制度）を導入。なお、軽自動車については令和6年1月より導入予定。
- これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

1. 自動車検査証のICカード化

現
行



現
行



電
子
化
後

【表面イメージ】
【裏面イメージ】



電
子
化
後



ICタグの記録等を実施可能とするための国からの委託する制度の創設

記録等事務の委託手続

1. 記録等事務委託制度の対象手続等

	特定記録等事務（改正法第74条の5）	特定変更記録事務（改正法第74条の6）
(1)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ（例：所有者の氏名・住所）)
(2)申請方式	電子申請（OSS申請）（窓口申請は対象外）	

2. 記録等事務の委託にかかる主な手続等

(1) 申請先： 運輸監理部長又は運輸支局長（軽自動車に係る記録等事務の委託を受けようとする場合は、軽自動車検査協会）

(2) 委託要件

①当該事務を行うのに必要かつ適切な能力を有すること

特定記録等事務	行政書士又は行政書士法人、（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）日本自動車整備振興会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会（検査対象軽自動車のみ）、指定自動車整備事業者
特定変更記録事務	行政書士又は行政書士法人

②適切な組織体制であること

自動車検査証への記録の適切な実施、検査標章の保管・出納管理・法令遵守等の監督、連絡体制の構築、記録事務責任者の選任 等

③必要な設備等を有すること

インターネット接続環境、パソコン、プリンタ（市販レーザープリンタ又はインクジェットプリンタ（純正顔料インク））、個人を認証するもの（マイナンバーカード又はgbizID）、ICカードリーダー・ライター、セキュリティ対策、盗難防止措置 等

(3) その他

- 標識の掲示、検査標章の保管及び紛失届、事業場の位置変更の承認や氏名等変更届、業務廃止届等の手続
- 委託の解除手続き 等

手続は記録事務代行ポータルから



記録事務代行ポータル

URL: <https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp/#/>



車検証の電子化で、OSS申請手続完了後の
車検証更新手続が
窓口へ行かずに
※
ご自身でできます。

代行者になる申請をする



② 記録等事務代行を利用したOSS申請の方法について

※ 記録等事務代行者



050-5540-2000

受付時間 / 8:30 - 17:00 年末年始を除く平日

制度活用による削減効果

労働力



新しい車検証を受け取るため出頭

30分 15km



運輸支局等



30分 15km



30分~
1時間

削減!

1日あたり 2時間
月間 $2 \times 20日 = 40時間$
年間 $40 \times 12月 = 480時間$

時給1,500円と仮定すると720,000円

燃料費



ガソリン代: 1日 320円
月間 6,400円
年間 76,800円

燃費15km/L、ガソリン代160円/Lと仮定

削減!

郵送代



レターパック代(年間): $600円 \times 2,770台 = 1,662,000円$
(お客さんに車検証を送付する場合)
※ある大型車ディーラーにおける今年4月から9月までの更新件数1,385台

削減!

その他: 出頭代行手数料、バイク便代、運輸支局出頭要員削減 など

顧客側では、車両預かり期間短縮、来店回数の低減、車検証搭載・検査標章貼付け手間の低減 など期待されます

※取り扱い台数は一例です。

自動車の登録・検査手続のDX

(令和8年6月更新版)

国土交通省
物流・自動車局自動車情報課
令和8年6月

課題と目指す方向

- 現在、「紙」が中心の登録・検査手続の「デジタル化」を推進し、申請者等の利便性向上を図ります
- 具体的には、①OSSの更なる利便性向上、②支局窓口の利便性向上・混雑緩和、③受検条件（納税等）を事前確認できる環境の整備を図ります

課題

- ① OSSにまだ不便が残る
（休日非対応、添付書類提出のため出頭が必要等）



1. OSSの更なる利便性向上

- ② 支局窓口が紙申請が多く不便、混雑



2. 支局窓口の利便性向上・混雑緩和

- ③ 受検条件（納税等）確認が困難



3. 受検条件を事前確認できる環境の整備

目指す方向

1. OSSの更なる利便性向上

1-1. OSS申請の平日夕方・土日祝日審査対応

- 記録等事務代行者が行う以下の手続きのOSS申請について、新たに以下の時間帯も審査・承認を行います
 - ・ 券面変更を伴わない変更・移転登録、記録事項変更 : 平日(16:00~17:00)
 - ・ 指定整備継続検査 : 平日(16:00~18:00) 及び 土日祝日(10:00~18:00)

1. 対象手続き・対応時間

登録		対象手続	対応支局
通常	平日 8:45~16:00※1	全ての手続	使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等
時間外	平日 16:00~17:00	券面変更がない変更・移転登録、記録事項変更 (記録等事務代行者によるOSS申請に限る)	使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等
検査		対象手続	対応支局
通常	平日 8:45~16:00※1	全ての手続	最寄りの運輸支局等
時間外	平日 16:00~18:00 土日祝日※2 10:00~18:00※1	継続検査 (記録等事務代行者によるOSS申請に限る)	当番運輸支局等

※1 いずれも昼休みを除く

※2 年末年始(12月29日から1月3日まで(連続する前後の土日祝日を含む))、GW(4月29日及び5月3日から5月5日まで(連続する前後の土日祝日を含む))及びお盆(8月11日及び8月13日から8月16日まで(連続する前後の土日祝日を含む))及びメンテナンス日(緊急の場合を除き、X週間前にOSSポータルサイトで周知)を除く

2. 留意点

- (1) 検査の時間外の対応は、以下の通りです(※通常開庁時間内と対応が異なります)
 - ・ 申請に不備がある場合、「審査保留」ステータスとなり審査が停止します。この場合、AINAS上では「審査保留」のステータスが表示されます。審査保留となった原因については、主なものは表示されますが、表示されない場合もあります
 - ・ 審査保留となった場合、申請を一旦取り下げ、修正して再送信することが可能です(手数料はかかりません)
 - ・ 審査保留となった申請は、翌営業日以降、申請時にOSS画面で選択した「申請先の運輸支局等」により処理されます
 - ・ 時間外は、職員による補正、問い合わせへの対応等は行わず、支局も開庁しません。登録も同様です。
- (2) 時間外に、システムトラブル等が発生した場合、復旧は翌営業日以降となることがあります

3. 運用開始時期

令和10年1月(次期システム稼働日)

2. 支局窓口の利便性向上・混雑緩和

2-1. 検査窓口の「完全」ペーパーレス・キャッシュレス化①

- ①自動受付機の導入(OCRシートの廃止)、②キャッシュレス決済の導入(印紙の廃止)、③ドライブスルーの自動更新機の導入により、検査窓口の「完全」ペーパーレス・キャッシュレスを実現します
- 「紙」の保安基準適合証及び自賠責保険証明書の取扱いは原則廃止するため、「電子保安基準適合証」及び「e-JIBAI」又は「One-JIBAI」の事前登録が必要となります

1. 対象手続き

運輸支局の検査窓口における手続（指定・持込） （指定整備はOSS申請を活用いただくことが望ましい）

2. 提出書類の電子化方針

	現行	見直し後
申請書	OCRシート	自動受付機で読取
手数料、重量税の納付	印紙	クレジットカード※1、二次元コード※2 又は RICPA
検査結果（持込の場合）	自動車検査票（紙）	（システム間で自動転送）
有効期間の更新	支局窓口で車検証交付	自動更新機（持込検査の場合、ドライブスルー）
自賠責保険	自賠責保険証明書（紙）	e-JIBAI又はOne-JIBAI（要事前登録）
保安基準適合証（指定の場合）	保安基準適合証（紙）	電子保安基準適合証（要事前登録）

※1 VISA、Master、JCB、American Express、Diners。お支払い情報事前登録サービスでクレジットカードの事前登録が必要です ※2 PayPayを想定

3. 自動受付機

検査窓口では、「自動受付機」でチェックインします（自動受付機は、支局窓口と振興会窓口に設置予定）

- | | |
|----------|---|
| ① 予約確認 | |
| ② 受検者情報 | : RICPA（認証工場）、マイナンバーカード※3 又は運転免許証※3 の読取 |
| ③ 車両情報 | : 電子車検証のQRコード又はICタグの読取 |
| ④ 手数料の納付 | : キャッシュレス |
- （QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です）

※3 マイナンバーカード及び運転免許証は、読取の際に暗証番号が必要です ※4 これらに抛りがたい場合には、窓口で受付を行います

2-1. 検査窓口の「完全」ペーパーレス・キャッシュレス化②

4. その他の留意事項

(指定整備の継続検査)

- 指定整備の継続検査では、自動受付機でチェックインを行い、その後審査が終了次第、申請者が自ら庁舎内の自動交付・更新機を用いて車検証の有効期間を更新します

(点検整備の実施状況の確認)

- 自動受付機への入力の結果、点検整備の実施状況を確認する必要があると認める場合には、窓口案内し、職員が点検整備記録簿の提示を求めます
- 法定点検を実施せずに継続検査を受検した場合(いわゆる「前検査」、検査標章(ステッカー)にその旨が記載されます)

(自動受付機で取り扱うことができない特殊な申請)

- 自動受付機で取り扱うことができない特殊な申請については、整理番号を発券の上、窓口で受け付けます
(この場合、自動受付機による受付よりも時間がかかる可能性があります)

(登録手続が必要な検査)

- 登録手続も必要な検査(新規検査等)については、検査終了後、登録窓口の自動受付機で再度チェックインしていただきます

5. 運用開始時期

令和10年1月(次期システム稼働日)

2-1. 検査窓口の「完全」ペーパーレス・キャッシュレス化③

申請準備

申請・受付

検査

車検証交付

指定整備(窓口)

自社等



自動受付機
(支局窓口)



電子書面審査



自動交付・更新機
(庁舎内)



電子保安基準適合証及び
e-JIBAI又はOne-JIBAI
を事前登録

受検者情報の読取
(RICPA、マイナンバーカード又は運転免許証)
電子車検証の読取

交付可能通知
(プッシュ通知)

※ あらかじめ
連絡先を登録

有効期間更新
検査標章交付
キャッシュレス納付
(手数料・重量税納付)

持込検査

自社等又は窓口



自動受付機
(支局窓口、振興会等窓口)



コースへ
移動

検査



ドライブスルー



自動更新機
(検査コース付近)



受検車両情報等を
入力して予約

e-JIBAI又は
One-JIBAI
を事前登録

予約確認
受検者情報の読取
(RICPA、マイナンバーカード又は運転免許証)
電子車検証の読取
キャッシュレス納付(手数料)

※ 以上のほか、点検整備の実施状況を確認する必要がある
場合には、職員が窓口で点検整備記録簿を確認

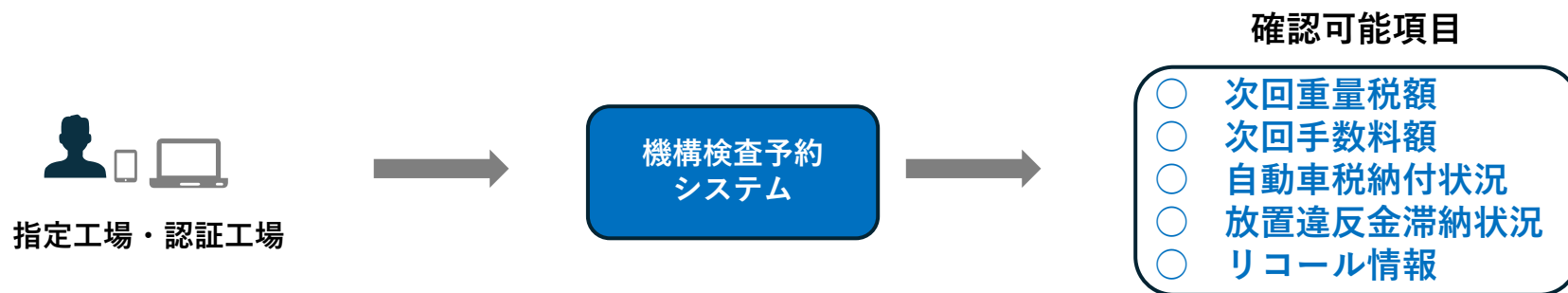
有効期間更新
検査標章交付
キャッシュレス納付(重量税)

3. 受検条件を事前確認できる環境の整備

3. 整備事業者による情報確認サービスの拡充

- 検査予約システム(機構)を通じて、①次回重量税額、②次回手数料額、③自動車税納付状況、④放置違反金滞納状況、⑤リコール情報を確認できるようにします(受検条件確認サービス)
- サービスの利用には、OBD検査用サーバーのID(事業場ID)が必要です。指定工場又は認証工場で、まだお持ちでない方は、(独)自動車技術総合機構の「OBD検査ポータル」から事前に申請し取得してください。

1. 実現イメージ



※ OSS申請サービスからの利用については、実現可能性を検証中

※ 受検条件確認サービスを利用せず、検査予約システムのみを利用する場合、事業場IDは不要です。

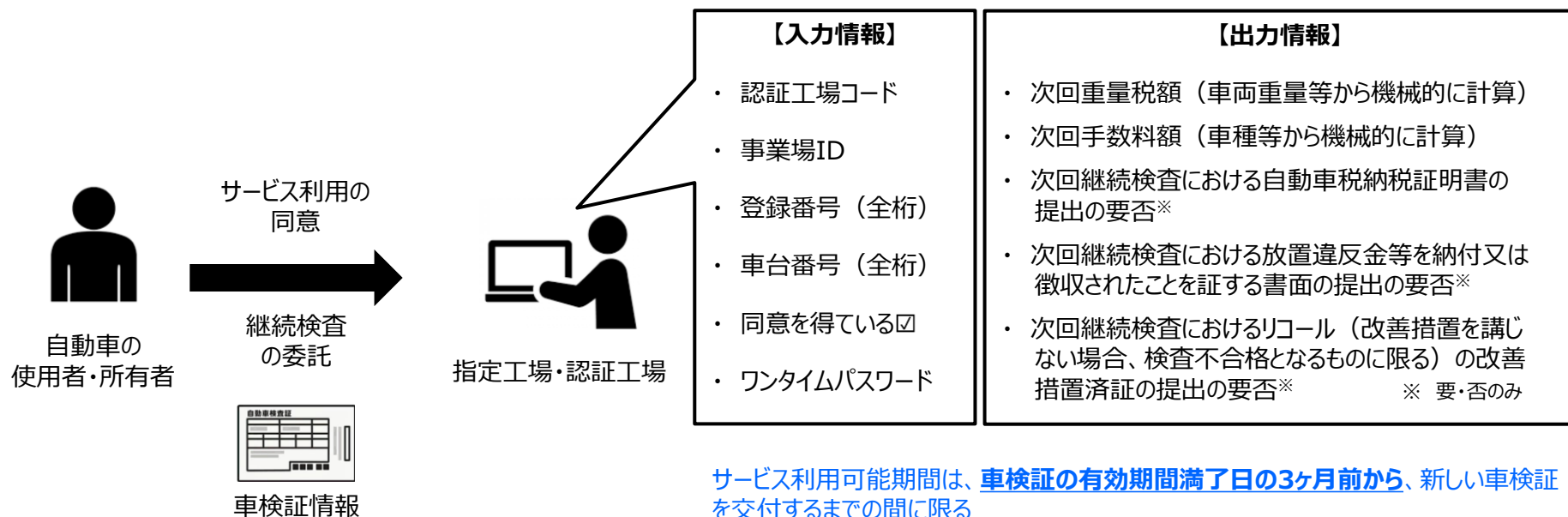
2. 運用開始時期

令和10年1月(次期システム稼働日)

受検条件確認サービス(イメージ)

- 受検条件確認サービスは、OBD検査用サーバーのID(事業場ID)を取得した指定工場又は認証工場が利用可能です。
- サービスの利用に当たっては、自動車の使用者・所有者の同意を得てください※

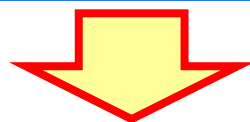
※ 現在の「放置違反金滞納車情報照会システム」の同意書の様式を改正して、兼用して使用できるようにする方針です



保安基準適合証の取扱い

これまでの説明のとおり、自動車所有者や自動車販売時業者の自動車売買等における手続き負担の軽減を図るため、自動車保有関係手のワンストップサービス（以下「OSS」といいます。）の拡大をはじめとする自動車保有関係手のDX化を進めています。

今般、運輸支局等の検査窓口のDX化のため、令和10年1月以降、検査窓口における受付は「自動受付機」により行うこととし、検査窓口で紙の保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いが「原則廃止」されます。



令和10年1月までに

保安基準適合証の電子化

自動車損害賠償責任保険証明書の電子的な提示

への対応をお願いいたします。

おわり

ご清聴ありがとうございました。
皆様お疲れ様でした。